

## 付 議 第 2 号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----

**教育委員会規則**

-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「教育長」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）」に、「行政組織について」を「行政組織に関し」に改める。

第40条の表中

「

高知県教科用 図書選定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	小中学校 課
-----------------------	--	-----------

」

を

「

高知県幼保連 携型認定こども園 審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	幼保支援 課
高知県教科用	義務教育諸学校の教科用図書	小中学校

<p>図書選定審議会</p>	<p>の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務についての教育委員会が行う指導、助言及び援助に関する事項等の調査審議並びに当該事項等に関する教育委員会に対する建議に関する事務</p>	<p>課</p>
----------------	--	----------

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条及び高知県認定こども園条例第 20 条の規定により、教育委員会の附属機関として設置される「高知県幼保連携型認定こども園審議会」を、附属機関の担当事務等を規定する同規則第 40 条の表に追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務及び高知県教育長（以下「教育長」という。）が補助執行する事務を分掌させるための行政組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担当事務	所管課
高知県 幼保連 携型認 定こど も園審 議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	幼保 支援 課
高知県 教科用 図書選 定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務についての教育委員会が行う指導、助言及び援助に関する事項等の調査審議並びに当該事項等に関する教育委員会に対する建議に関する事務	小中 学校 課
高知県	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定	高等

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務及び教育長が補助執行する事務を分掌させるための行政組織について必要な事項を定めるものとする。

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担当事務	所管課
高知県 教科用 図書選 定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等が行う採択に関する事務についての <u>県教育委員会</u> の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び <u>県教育委員会</u> に対する建議に関する事務	小中 学校 課
高知県 産業教 育審議 会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高等 学校 課
高知県 社会教 育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯 学習 課
高知県	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定	生涯

産業教育審議会	による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	学校課
高知県社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯学習課
高知県立図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
高知県いじめ	高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年高知県条例第59号)第15条の規定による高知県いじめ防止基	人権教育

立図書館協議会	による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	学習課
高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
高知県いじめ問題調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年高知県条例第59号)第15条の規定による高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	人権教育課

問題調査委員会	本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	課
---------	--	---

高知県幼保連携型認定こども園審議会について

〈設置の根拠〉改正後認定こども園法第 25 条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律【改正後認定こども園法】  
(都道府県における合議制の機関)

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた  
事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の  
合議制の機関を置くものとする。

[審議会の審議事項]

- ①設置の認可、廃止・休止・設置者変更の認可に関すること (第 17 条第 3 項)
  - ②事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること (第 21 条第 2 項)
  - ③認可の取消しに関すること (第 22 条第 2 項)
- (県は①～③を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。)



「高知県認定こども園条例」改正

平成 26 年 10 月 21 日公布  
平成 27 年 4 月 1 日施行(但し、第 20 条(幼保連携型認定こども  
園審議会部分)は平成 27 年 2 月 17 日施行)

高知県認定こども園条例【改正後】

(高知県幼保連携型認定こども園審議会の設置等)

第 20 条 法第 25 条の規定に基づき、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議  
制の機関として高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置する。

2 高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で  
定める。

「高知県幼保連携型認定こども園審議会規則」制定(平成 27 年 2 月 17 日公布・施行)

〈委員〉

- (1) 定数 10 人以内
- (2) 任期 2 年
- (3) 資格要件 社会福祉又は幼児教育に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員